

## Q18. 外国人労働者を雇用する場合、どのような点を考慮すればよいのでしょうか。

雇用対策法第8条に、事業主は、外国人が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）などにより離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、当該外国人の在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うように努めなければならないとされており、これに基づき、外国人の方々が我が国において安心して働き、社会に貢献していただくために、事業主の方々に講じていただくべき事項について整理したものが**指針**として定められています。

事業主の方々におかれては、指針の趣旨に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善に向けて対応していただくようお願いいたします。

### 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が適切に対処するための**指針**のあらまし

#### 外国人労働者の範囲

この指針にいう外国人とは、日本国籍を有しない者をいいますが、特別永住者及び在留資格が「外交」、「公用」の者は含まれません。

技能実習制度における技能実習生、アルバイトで就労している留学生及びワーキング・ホリデー制度に基づき我が国に在留している外国人などは、この指針にいう外国人労働者に含まれます。

#### ● 技能実習制度

「技能実習制度」とは、諸外国の青壮年労働者を一定期間受け入れて、我が国の進んだ産業上の技術、技能又は知識等を、実践的かつ実務的に修得・習熟させる機会を提供することで、諸外国等への技術・技能の移転と経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。（→P32～P34を参照）

#### ● ワーキング・ホリデー制度

オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ、イギリス、アイルランド、デンマーク、台湾、香港、ノルウェー、ポーランド、ポルトガルと我が国の間で設けられているもので、両国の青少年が相手国の文化及び一般的な生活様式を知る機会を拡大するため、一定期間観光を主目的として在留し、その間旅行費用の不足を補うために観光に付随して働くことができる制度です。（→P35を参照）

## 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 措置を講ずるに当たっての基本的な考え方

事業主は、外国人労働者について

- ・ 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守する。
- ・ 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、指針で定める事項について、適切な措置を講ずる。

## 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が講ずべき必要な措置

### 1. 外国人労働者の募集及び採用の適正化

#### (1) 募集

募集に当たって、従事すべき業務内容、賃金、労働時間、就業場所、労働契約期間、労働・社会保険関係法令の適用に関する事項について、書面の交付又は電子メール（希望のあった場合に限る）により、明示すること。特に、外国人が国外に居住している場合は、事業主による渡航費用の負担、住居の確保等の募集条件の詳細について、あらかじめ明確にするよう努めてください。

- 国外からのあっせんを受ける場合には、国外にわたる職業紹介事業の許可を得ている者から受け入れるようにしてください。
- 国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意してください。

#### (2) 採用

採用するにあたっては、あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはなりません。

在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう、公正な採用選考に努めてください。

新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、留学生の採用により、企業の活性化・国際化を図るためには、留学生向けの募集・採用を行うことも効果的であることに留意してください。

- 我が国で就労を認められない外国人を就労させた事業主は、入管法違反により所定の罰則が適用されます。（不法就労助長罪）（→P 14を参照）

## 2. 適正な労働条件の確保

### (1) 均等待遇

労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはなりません。

### (2) 労働条件の明示

外国人労働者との労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、外国人労働者が理解できるようその内容を明らかにした書面を交付しなければなりません。

また、賃金について明示する際には、賃金の決定、支払の方法等のもとより、税金、労使協定に基づく一部控除等の取扱いについても外国人労働者が理解できるよう説明し、実際に支給する額が明らかとなるよう努めてください。

- 雇入れ後に労働条件をめぐるトラブルが発生することのないよう、主要な労働条件について理解してもらうことが重要です。

厚生労働省では外国人労働者向けモデル労働条件通知書を8ヵ国語（英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、韓国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）で作成しており、厚生労働省のホームページからダウンロードができます。詳しくは大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

### (3) 適正な労働時間の管理

法定労働時間の遵守、週休日の確保をはじめ適正な労働時間管理を行わなければなりません。

### (4) 労働基準法等関係法令の周知

労働基準法等関係法令の内容について周知を行わなければなりません。その際、分かりやすい説明書を用いる等、外国人労働者が理解しやすいように努めてください。

- 厚生労働省では労働基準法等関係法令を解説したパンフレットを8ヵ国語（日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語）で作成しており、厚生労働省のホームページからダウンロードができます。詳しくは大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

### (5) 労働者名簿等の調製

労働者名簿、賃金台帳を調製しなければなりません。その際、家族の住所その他の緊急時における連絡先を把握しておくよう努めてください。

- 外国人労働者について、我が国における生活基盤が弱いことから、緊急時における連絡先についても把握しておくことが望めます。

### (6) 金品の返還

外国人労働者の旅券等を事業主が保管してはなりません。  
また、外国人労働者が退職する際、当該外国人労働者の請求があった場合においては、7日以内に賃金を支払い、積立金等名称の如何を問わず、当該外国人労働者の権利に属する金品を請求から7日以内に返還しなければなりません。また、外国人労働者が出国する場合には、出国前に返還するようにしてください。

- 旅券等については、これを事業主が保管してはなりません。

### 3. 安全衛生の確保

#### (1) 安全衛生教育の実施

外国人労働者に対し安全衛生教育を実施しなければなりません。また、実施するにあたっては、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行ってください。

特に、機械設備、安全装置又は保護具の使用方法等については、確実に理解されるよう留意してください。

- 労働災害を防止するためには、機械設備等の安全対策とともに、労働者に対する適切な安全衛生教育の実施が重要です。外国人労働者に対する安全衛生教育は、外国人労働者が理解できる言語の使用、写真、イラスト等を用いた説明等、労働者がその内容を理解できる方法により行ってください。
- 法令で定める作業には、資格が必要となりますので注意してください。  
(例：フォークリフト（最大荷重1トン以上のもの）の運転、ガス溶接等)

#### (2) 労働災害防止のための日本語教育等の実施

外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めてください。

- 外国人労働者に対しては、労働災害防止のための基本的な指示、合図や緊急の指示を理解することができるように、「止まれ」「入るな」等の必要な日本語や共同作業を行う場合の基本的な合図等を習得させるよう努めてください。

#### (3) 労働災害防止に関する標識、掲示等

事業場内における労働者災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法（母国語等での表示等）により行うよう努めてください。

#### (4) 健康診断の実施等

労働安全衛生法等の定めるところにより、外国人労働者に対して健康診断を実施しなければなりません。その際、健康診断の目的・内容を外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めてください。

また、健康診断の結果に基づく事後措置を実施するときは、健康診断の結果及び事後措置の必要性・内容を外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めてください。

- 法令によって実施が義務づけられている健康診断には、労働者の一般的な健康状態を調べる定期健康診断と労働衛生上、特に有害な業務に従事する労働者に対して行われる特別の健康項目による特殊健康診断があります。詳細については、大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

#### (5) 健康指導、健康相談の実施

産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導、健康相談を行うよう努めてください。

#### (6) 労働安全衛生法等関係法令の周知

労働安全衛生法等関係法令の内容について周知を行わなければなりません。その際、分かりやすい説明書を用いる等、外国人労働者が理解しやすいように努めてください。

- 厚生労働省では労働基準法等関係法令を解説したパンフレットを8カ国語（日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語）で作成しています。厚生労働省のホームページからダウンロードができます。詳しくは大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

### 4. 雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険の適用

#### (1) 制度の周知及び必要な手続の履行

雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について周知に努めてください。

労働・社会保険に係る法令の定めに従い、被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとってください。

- 周知にあたって必要な資料は、大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所にお問い合わせください。

#### (2) 保険給付の請求等についての援助

外国人労働者が離職する場合には、離職票の交付等、必要な手続を行うとともに、失業等給付の受給に係る公共職業安定所の窓口の教示その他必要な援助を行うよう努めてください。

労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その他の手続に関し、外国人労働者からの相談に応ずるなど必要な援助を行うように努めてください。

- 外国人労働者が労働災害等にあった場合には、確実に労災保険給付を受給できるよう援助に努めてください。具体的な援助の方法としては、外国人労働者からの相談に応ずることのほか、請求書に必要事項を記入し本人の確認を得た上で労働基準監督署に提出するなど請求手続を代行すること、保険給付を受けるための本人名義の金融機関口座を設けることなどが考えられます。

### 5. 適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等

#### (1) 適切な人事管理

職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる条件の整備、評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明化等、多様な人材が能力発揮しやすい環境の整備に努めてください。

#### (2) 生活指導等

外国人労働者に対する日本語教育や日本の生活習慣などに関する指導を行うほか外国人労働者からの生活上又は職業上の相談に応じるように努めてください。

- 外国人労働者は、日本の生活習慣に慣れていないため、職場や地域において双方の誤解から思わぬトラブルが起きる可能性があります。そのため、職場などでの円滑な人間関係を作り上げることを積極的に援助するため、雇い入れた段階で日本の生活習慣などについて理解させておくことが必要です。

#### (3) 教育訓練の実施等

教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるように努めるほか、苦情・相談体制の整備、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めてください。

#### (4) 福利厚生施設

適切な宿泊施設を確保するように努めるほか、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、外国人労働者にも十分な機会が保障されるように努めてください。

- 外国人労働者を雇用する場合には、宿泊施設の確保が不可欠です。なお、外国人労働者が共同生活を行う宿泊施設については、一人あたりの居住面積や廊下の幅等を定めた事業附属寄宿舍規程の適用を受ける場合があります。詳しくは、大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

#### (5) 帰国及び在留資格の変更等の援助

外国人労働者が雇用関係を終了し帰国する場合には、帰国のための諸手続きについて相談にのるなど、また、在留資格の変更や在留期間の更新を行おうとする場合には、手続きを行うために勤務時間を配慮するなど、必要な援助を行うように努めてください。

- 外国人労働者が入国管理に関する諸手続きを行おうとする場合には、特別休暇を与えるなど勤務時間について必要な配慮を行ってください。

#### (6) 労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事項

派遣元事業主は、外国人労働者に対し従事する業務内容、就業場所、直接指揮命令する者に関する事項等、派遣就業の具体的内容を明示するとともに、派遣先に対し派遣する外国人労働者の氏名、労働・社会保険の加入の有無を通知する等、労働者派遣法の定めに従い、適正な事業運営を行ってください。

派遣先は、労働者派遣事業の許可又は届出のない者からは労働者派遣を受けないこと。さらに請負を行う事業主にあつては、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行わないよう、職業安定法及び労働者派遣法を遵守してください。

請負を行う事業主は、雇用する外国人労働者の就業場所が注文主である他事業主の事業所である場合、当該事業所内で、雇用労務責任者等に人事管理、生活指導等の職務を行わせてください。

## 6. 解雇の予防及び再就職援助

事業規模の縮小等を行おうとするときは、外国人労働者に対して安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、再就職を希望する者に対して、関連企業等へのあつせん、教育訓練等の実施・受講あつせん、求人情報の提供等当該外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努めてください。

## 外国人労働者の雇用状況の届出

事業主は、新たに外国人労働者を雇い入れた場合及びその雇用する外国人労働者が離職した場合には、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について、在留カードもしくは旅券（資格外活動の許可を受けて就労する外国人労働者については、資格外活動許可書又は就労資格証明書も必要）の提示を求め、届け出る事項について確認し、定められた届出の方法・期限に従って、事業所の所在地を管轄するハローワークに届け出ることとなっています。（→P22～P26を参照）

- 厚生労働省では、その届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行うこととしています。
- 平成24年7月9日より外国人登録証明書に代わり、「在留カード」が交付されています。（→P8～P13を参照）

## 外国人労働者雇用労務責任者の選任

外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を外国人労働者雇用労務責任者として選任してください。

## 技能実習生に関する事項

技能実習生については、外国人労働者に含まれるものであることから、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずべき必要な措置について注意する必要があります。（→P32～P34を参照）

## 職業安定機関、労働基準監督機関その他関係行政機関の援助と協力

公共職業安定所や労働基準監督署などの関係行政機関の必要な援助と協力を得て、この指針に定められた事項を実施するように努めてください。

- 厚生労働省では、各種パンフレット等を用意し、ハローワークや労働基準監督署などで日常的に相談に応じるほか、この指針に基づいて、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保のために、各セミナー、講習会などを開催しています。

- ◎ この指針の内容については、管轄のハローワーク（公共職業安定所）まで、お問い合わせください。
- ◎ その他、各種相談については、次頁以降の機関にお問い合わせください。

## お問い合わせ先一覧

### ★労働条件・賃金・解雇等についてのお問い合わせは

事業場を管轄する労働基準監督署

大阪中央 労働基準監督署	06-7654-1176	大阪南 労働基準監督署	06-7655-1115
天 満 労働基準監督署	06-7658-4564	大阪西 労働基準監督署	06-7664-3840
西野田 労働基準監督署	06-7222-3013	淀 川 労働基準監督署	06-7668-0037
東大阪 労働基準監督署	06-7655-6431	岸和田 労働基準監督署	072-449-8740
堺 労働基準監督署	072-340-4038	羽曳野 労働基準監督署	072-942-4520
北大阪 労働基準監督署	072-391-2953	泉大津 労働基準監督署	0725-27-0898
茨 木 労働基準監督署	072-604-5491		

### ★労働条件等のトラブルに関するご相談は

大阪労働局労働基準部監督課 外国人労働者相談コーナー  
 ところ 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館  
 電 話 06-6949-6490  
 相談日 【英語】月・水曜日 【ポルトガル語】水・木曜日 【中国語】水曜日（原則）  
 時 間 9：30～12：00 13：00～17：00

### ★外国人の入国や在留の手続の場所は

大阪入国管理局  
 ところ 大阪市住之江区南港北1-29-53  
 電 話

お問い合わせ内容	電 話 番 号
再入国・在留カード	06-4703-2115
配偶者、定住者、永住者	06-4703-2190
就労資格及びそのご家族	06-4703-2195
留学、文化活動	06-4703-2158
研修、短期滞在、技能実習	06-4703-2149
その他	06-4703-2100

### ★法務省入国管理局のホームページ

<http://www.immi-moj.go.jp/>

### ★外国人の入国や在留手続に関するご相談は

外国人在留総合インフォメーションセンター  
 窓口相談 大阪市住之江区南港北1-29-53 大阪入国管理局2階  
 電話相談 0570-013904（全国同一番号）  
 [IP電話・PHS・海外から：03-5796-7112]  
 時 間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）  
 対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語



### ★在住外国人のための相談窓口（在留資格、労働、医療、生活相談など）

公益財団法人 大阪府国際交流財団内 大阪府外国人情報コーナー  
ところ 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか5階  
専用電話 06-6941-2297  
時 間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:30（祝日・年末年始を除く）  
F A X 06-6966-2401 ※日本語、英語のみ  
E-mail jouhou-c@ofix.or.jp ※日本語、英語のみ  
対応言語 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、  
フィリピン語、タイ語、日本語

### ★技能実習制度に関するお問い合わせは

公益財団法人 国際研修協力機構（JITCO） 大阪駐在事務所  
ところ 大阪市北区梅田1-3-1 大阪駅前第1ビル7階  
電 話 06-6344-9521

### ★大阪外国人雇用サービスセンター

大阪外国人雇用サービスセンター

検 索

留学生及び外国人求職者に対し、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の通訳を配置し、職業相談・紹介を行っているほか、事業主の方に対する在留資格の変更等の相談を行っている厚生労働省の機関（ハローワーク）です。

〒530-0017 大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階

T E L 06-7709-9465 F A X 06-7709-9468

ご利用時間：10:00～18:00（土・日・休祝日・年末年始休み）

〔通訳の配置時間：13:00～18:00〕

※ 通訳を希望される場合は事前にご連絡ください。

〔外国人雇用管理（在留資格）アドバイザーの

配置時間：14:00～18:00〕

※ 相談を希望される場合は、事前にご連絡の上、ご予約ください。

ホームページ：<http://osaka-foreigner.jstite.mhlw.go.jp>

### ★外国人雇用サービスコーナー（ハローワーク堺内）

本コーナーでは、外国人求職者に対し、きめ細かな職業相談・紹介ができるよう、ポルトガル語、スペイン語、中国語の通訳を配置しています。

※ 通訳を希望される場合は事前にご連絡ください。

ハローワーク堺内 (次頁参照)	072-222-5049	相談時間 13:00～17:00 【土・日・休祝日・年末年始休み】
--------------------	--------------	--------------------------------------

## ★大阪府内のハローワーク

外国人の雇用状況届出や雇用管理の相談は、管轄のハローワークで受け付けています。

大阪東	〒540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1F~3F	06-6942-4771 ☉	天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、中央区のうち安土町、淡路町、和泉町、糸屋町、今橋、上町、内淡路町、内久宝寺町、内平野町、内本町、大阪城、大手通、大手前、瓦町、神崎町、北久宝寺町、北新町、北浜、北浜東、久太郎町、高麗橋、粉川町、石町、材木町、島町、十二軒町、城見、船場中央、玉造、釣鐘町、天満橋京町、常盤町、徳井町、道修町、農人橋、博労町、馬場町、東高麗橋、平野町、備後町、伏見町、船越町、法円坂、本町、本町橋、松屋町住吉、南久宝寺町、南新町、南本町、森ノ宮中央、錦屋町、龍造寺町、谷町1~5丁目
梅田	〒530-0001	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16F	06-6344-8609 ☉	北区、都島区、福島区、此花区、西淀川区、旭区
	大阪新卒応援 ハローワーク	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18F ※新規学卒求人のみ受理	06-7709-9455	
大阪西	〒552-0011	大阪市港区南市岡1-2-34	06-6582-5271 ☉	西区、港区、大正区、浪速区、中央区のうち安土寺町、上本町西、東平、上汐1~2、中寺、松屋町、瓦屋町、高津、南船場、島之内、道頓堀、千日前、難波千日前、難波、日本橋、東心斎橋、心斎橋筋、西心斎橋、宗右衛門町、谷町6~9丁目
	ハローワークプラザ 難波 求人コーナー	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4F	06-6214-9226	
阿倍野	〒545-0004	大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-4399-6007 ☉	住之江区、住吉区、西成区、阿倍野区、東住吉区、平野区
淀川	〒532-0024	大阪市淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771 ☉	淀川区、東淀川区、吹田市
布施	〒577-0056	東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4F	06-6782-4221 ☉	東大阪市、八尾市
堺	〒590-0078	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1~3F	072-238-8301 ☉	堺市
岸和田	〒596-0826	岸和田市作才町1264	072-431-5541 ☉	岸和田市、貝塚市
池田	〒563-0058	池田市栄本町12-9	072-751-2595 ☉	池田市、豊中市、箕面市、豊能郡
泉大津	〒595-0025	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪2F	0725-32-5181 ☉	泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町
藤井寺	〒583-0027	藤井寺市岡2-10-18 DH 藤井寺駅前ビル3F	072-955-2570 ☉	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
枚方	〒573-0031	枚方市岡本町7-1 ピオルネ・イオン枚方店6F	072-841-3363 ☉	枚方市、寝屋川市、交野市
泉佐野	〒598-0007	泉佐野市上町2-1-20	072-463-0565 ☉	泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡
茨木	〒567-0885	茨木市東中条町1-12	072-623-2551 ☉	茨木市、高槻市、摂津市、三島郡島本町
河内長野	〒586-0025	河内長野市昭栄町7-2	0721-53-3081 ☉	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、南河内郡
門真	〒571-0045	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2F	06-6906-6831 ☉	守口市、大東市、門真市、四條畷市

※☉マークのあるハローワークでは、音声ガイダンスによる電話案内を実施しています。

わかりにくい点がありましたら、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）までお問い合わせください。



(平成29年6月)